

# マイナンバー(個人番号)入り住民票を委任して請求するときは

個人番号(以下マイナンバーと言う。)入りの住民票の交付請求を自分と同一世帯以外の人をお願いする時には、以下の点についてご注意ください。

- ※マイナンバー記載の住民票の請求は、通常の住民票と比べて本人確認の条件が厳しくなっています。
- ※同じ住所でも世帯が別々の場合は、任意代理人による請求の扱いとなり、委任状が必要です。
- ※任意代理人の方が請求する場合は、委任者が記入した委任状が必要です。委任状には、必ず「個人番号(もしくはマイナンバー)入り」と記載した委任状をご用意ください。

## 持参する書類

必要書類等をすべてご用意ください。①、④、⑤は共通。②、③はどちらか1点。

- ① 住民票の写し等交付請求書(窓口備え付け)  
(「表示する事項」の個人番号欄に、必ずチェックをしてください。)
- ② 法廷代理人の場合は、戸籍謄本(本籍が久米島町にない方)又は成年後見登記事項証明書
- ③ 任意代理人の場合は、「個人番号(もしくはマイナンバー)入り」と記載した委任状
- ④ 代理人の本人確認書類
- ⑤ 切手貼付済み、あて先記載の返信用封筒

## 交付方法

代理人には窓口で交付することはできません。代理人による請求の場合は、本人の住所地へ郵送しますので、切手を貼ったあて先記載の返信用封筒を、必ずご持参ください。

※住所地以外の滞在地でマイナンバー入り住民票が必要な場合は、本人か同一世帯の方であれば住民基本台帳カード・マイナンバーカード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き身分証明書を持参すれば【広域交付の住民票】を取得できる場合もありますので、お近くの市区町村役所でお問い合わせください。

## 本人確認書類

マイナンバー入り住民票の請求の際の本人確認書類は、以下の①、②、③の条件をすべて備えた証明書をご用意ください。

- ① 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されている。
- ② 氏名・住所等が最新の情報に更新されている。
- ③ 有効期間の定めがあるものは、有効期限内のものである。



そのうえで、下表のA書類またはB・C書類2種をご持参ください。

1点必要	A書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳カード</li> <li>パスポート</li> <li>運転免許証</li> <li>その他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等 (海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、対空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のものに限る)、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、官公署がその職員に対して発行した身分証明書)</li> </ul>
	B書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>A書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類</li> <li>健康保険証</li> <li>後期高齢者医療保険証</li> <li>介護保険証</li> <li>年金証書</li> <li>印鑑登録証明書及び登録印鑑</li> <li>年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書 など</li> <li>恩給証書</li> </ul>
2点必要	C書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島住民割引運賃カード</li> <li>社員証</li> <li>学生証</li> <li>キャッシュカード</li> <li>預金通帳</li> <li>公共料金の領収書</li> <li>在学証明書</li> <li>失効旅券(パスポート) など</li> </ul>

お問合せ 町民課 ☎985-7123

# 国保保険証の更新を忘れていませんか?

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、3月31日で期限が切れます。期限切れのまま、医療機関で受診すると、全額自己負担となります。

※国保税を2月までに全額納付している世帯の保険証は、3月中旬ごろから郵送いたします。

※3月中に納付が困難な世帯は、お早めに福祉課国保担当までご相談ください。

【更新期間】 平成29年3月6日(月)～3月31日(金)

【場所】 仲里庁舎福祉課・具志川庁舎総合窓口

# 収入がない方も申告を!

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。所得が無い方や、税法上の申告義務がない方でも、**未申告だと軽減措置が適用されません。**また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。

# 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

解雇や倒産、雇止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の人の保険税については軽減措置があります。

【軽減内容】失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

●解雇等になる前に雇用保険に加入しており、失業保険の手続きを行っている方で①、②の対象者

①倒産や、解雇等の事業主都合により退職した方。 ※雇用保険の特定受給資格者

②雇用期間の満了等により離職した方。 ※雇用保険の特定理由離職者

※詳しい内容については福祉課国保担当にお問い合わせください。

お問合せ 福祉課 保険・年金班 ☎985-7124

# 特定期間・特例追納制度のご案内

## ●特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者(第2号被保険者)の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映しません。)

## ●特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付(特例追納)することで年金額を増やすことができます。(既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。)

## 【特例追納の対象期間】

- ・特例追納する時点で60歳未満の方:承認があった月前10年以内の期間
- ・特例追納する時点で60歳以上の方:50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 【ねんきん加入者ダイヤル】

- ・電話番号 0570-003-004(ナビダイヤル)
- ※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525
- ・受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00  
第2土曜日 午前9:00～午後5:00
- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

浦添年金事務所  
☎098-877-0343

